

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月7日

【四半期会計期間】 第59期第3四半期
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 キーコーヒー株式会社

【英訳名】 KEY COFFEE INC

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴田 裕

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋2丁目34番4号

【電話番号】 03(3433)3311(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 橋口 芳久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋2丁目34番4号

【電話番号】 03(3433)3311(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部 担当部長 大家 悟

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第58期 前第3四半期 連結累計期間	第59期 当第3四半期 連結累計期間	第58期 前第3四半期 連結会計期間	第59期 当第3四半期 連結会計期間	第58期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	39,226	37,616	13,679	12,955	50,328
経常利益	(百万円)	1,339	1,074	657	488	1,131
四半期(当期)純利益	(百万円)	663	540	334	345	356
純資産額	(百万円)			33,925	33,830	33,800
総資産額	(百万円)			43,706	44,021	42,852
1株当たり純資産額	(円)			1,483.07	1,475.32	1,475.05
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	30.05	24.42	15.16	15.60	16.13
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	30.04		15.15		
自己資本比率	(%)			75.0	74.2	76.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,369	1,182			2,674
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,532	1,821			2,657
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	396	612			329
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			7,352	6,346	7,599
従業員数	(人)			1,253	1,210	1,230

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第58期及び第59期第3四半期連結累計(会計)期間において、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,210 [1,780]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	998 [663]
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

< コーヒー関連事業 >

品目	数量(トン)	前年同四半期比(%)
レギュラーコーヒー	8,052	
合計	8,052	

(注) 生産数量には外注支給を含んでおります。

< 飲食関連事業 >

品目	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
生菓子及び焼菓子	283	
合計	283	

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは販売計画に基づく見込生産を行っているため、受注生産はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
コーヒー関連事業	11,344	
飲食関連事業	1,301	
その他	309	
合計	12,955	

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去致しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日までの3ヶ月間）における当社グループを取巻く経営環境は、一部には景気回復の兆しが見られるものの、雇用情勢や所得環境は依然として厳しく、個人消費は低調なまま先行き不透明な状況で推移致しました。

コーヒー生豆を全量海外から調達しておりますコーヒー業界は、産地の作柄や市況、為替の変動等に大きな影響を受けますが、平成22年4月には1ポンドあたり130セント台前後で推移しておりましたコーヒー生豆相場は、新興国でのコーヒー需要の拡大や投機マネーの流入、産地の異常気象などにより12月下旬には1ポンドあたり240セントを突破するなど高騰し、13年ぶりの高値相場となっております。コーヒー以外の商品についても、砂糖や小麦などの農産物の国際相場も高騰しており、業界をとりまく環境はますます厳しくなっております。

このような市場環境の下、当社グループはコーヒーの持つ魅力を生活者にお届けし続けるという企業使命を果たすため、「品質第一主義」の経営理念に基づき、「収益性回復」「生産性向上」「ブランド価値向上」を3つの柱とし、新たな事業領域の開拓、生活者のニーズにお応えする新商品の開発、お客様との絆を深める企画提案型の営業活動を展開し、商品力や販売力の向上による営業力の強化と収益力の向上を推進してまいりました。

新たな取組みとしては、インターネットを使用したWeb発注システム「KEYCOFFEE ONLINE」を運用し、取扱い商品の案内やそれらを使用したメニュー例の紹介を行うなど、業務用顧客に対する情報提供や利便性の向上を図っております。また、シェアの拡大と営業力の強化を図るため、埼玉県、群馬県、新潟県を中心に事業展開を行ってまいりましたクリスタルコーヒー株式会社（三国コカ・コーラボトリング株式会社の100%子会社）から業務市場向け卸売り販売に係る事業等を、12月31日をもって譲受致しました。

また、本場イタリアの本格エスプレッソをご家庭で手軽にお楽しみ戴くために、世界有数のイタリアのコーヒーメーカーillycaffè S.p.A(イリカフェ社)との間で、日本初上陸となる、専用カプセルをマシンにセットするだけで熟練したバリスタがいれるエスプレッソコーヒーが手軽に味わえるエスプレッソシステム「METODO IPERESPRESSO(メトド・イペールエスプレッソ)」の日本国内での独占販売契約を9月に締結致しました。この締結により、日本におけるエスプレッソコーヒーの飲用機会を拡大し、新たな商品カテゴリーでの売上創出を図ります。

業績面につきましては、事業所の再配置や物流システムの改善などの効率化を図る一方、業績の回復に向けてグループ全体が一丸となり生活者価値にお応えする新商品開発や提案活動を行うとともに、販管費の効率的な運用を行いました。景気低迷の影響を受け原料用コーヒー需要が伸び悩み、また、消費者の低価格・節約志向が進んだ結果、コーヒー販売数量が前年同四半期を下回り、更に、コーヒー生豆相場高騰による原価上昇も加わったことで収益面に大きな影響を及ぼしました。

以上の結果、当社グループの当第3四半期連結会計期間の売上高は、129億55百万円（前年同四半期比5.3%減）、営業利益は4億19百万円（同27.1%減）、経常利益は4億88百万円（同25.7%減）となりました。なお、子会社における移転補償金2億65百万円を特別利益に計上したことなどにより、四半期純利益は3億45百万円（同3.1%増）となりました。

セグメントの営業概況は次のとおりであります。

（コーヒー関連事業）

業務用市場では、「トアルコトラジャ コーヒー」や「氷温熟成珈琲」など差別性の高いプレミアムコーヒーの拡販活動を推進するとともに、「シュ克蘭ジュ」ブランドのスイーツ新商品を発売致しました。

家庭用市場では、モンドセレクション受賞記念のデザインパッケージ品「スペシャルブレンド」及びi T Q iの優秀味覚賞受賞を記念した限定商品「トアルコトラジャ」をドリップオン商品で発売致しました。また、創業90周年を記念し大正時代の味わいを再現した「横濱1920 CLASSIC」をフレキシブルパックの形態で新発売致しました。JTとのコラボレートブランドである「Roots」につきましては発売10周年を迎えたことを契機として、新商品「Rootsアロマブラック」「Rootsアロマレボリュート」をフレキシブルパックで、「カフェウイング Rootsアロマブラック」を簡易抽出の形態でそれぞれ新発売致しました。

ギフト商品では、歳暮期に「心香らせるギフト」をコンセプトに、氷温熟成珈琲のドリップオンシリーズなど全29アイテムをラインアップし、順調な売上げを確保致しました。

直営のキーコーヒーショップでは、コーヒーに入れてかき混ぜるだけで簡単にカフェモカが楽しめる「とろけるショコラ」や、コーヒーの微粉を練り込んだほろ苦い味わいの「コーヒークランチチョコ

レート」を発売致しました。

この結果、当第3四半期連結会計期間におけるコーヒー関連事業の売上高は113億44百万円、営業利益は6億23百万円となりました。

(飲食関連事業)

株式会社イタリアントマトでは、季節毎のメニューフェアを引続き展開するとともに、ヘルシー志向の米粉を使用した「米粉ロール」をコーヒーと相性のよいスイーツとして発売致しました。また、仕入れコストの見直しを行うなど原価率の改善に取り組む一方、販管費の効率的な運用に努めました。

出店状況につきましては、品川シーサイドフォレストに、市場をイメージしたブッフスタイルの新業態レストラン「シーサイドichiba」、本格イタリアン食堂「イル・ヴィゴレ グランデ」を出店するなど新規に7店出店致しました。一方、不採算店6店を閉鎖し、店舗数は311店(直営店70店、F C店241店)となりました。

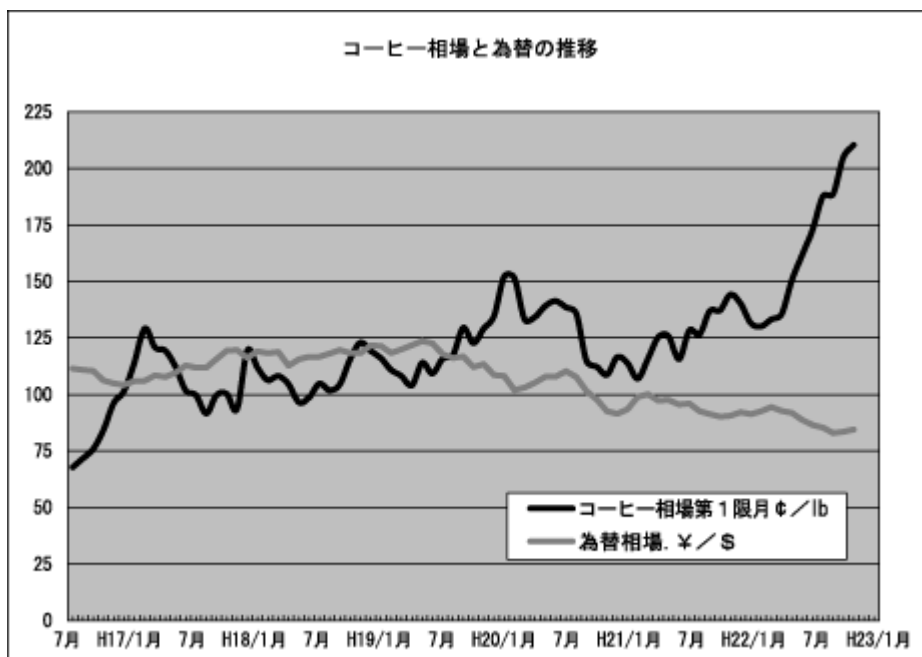
この結果、当第3四半期連結会計期間における飲食関連事業の売上高は13億1百万円、営業損失は23百万円となりました。

(その他)

キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社は、オフィスサービス事業においてミネラルウォーターサーバーやコーヒーのカップ自動販売機の設置に注力し、通販事業においては、「KEYCOFFEE通販倶楽部」の会員数の拡大を推進致しました。

ニック食品株式会社は、飲食関連企業等から新たな商品の製造を受託しました。また自社ブランド商品が外食産業に採用されるなど、積極的な営業活動が奏功致しました。

この結果、株式会社キョーエイコーポレーション、キーアソシエイツ株式会社を加えた当第3四半期連結会計期間におけるその他の売上高は3億9百万円、営業損失は26百万円となりました。



(コーヒー相場:ニューヨークコーヒー先物相場)

(2) 財政状態の分析

(資産)

総資産は前連結会計年度末に比べて11億69百万円増加し、440億21百万円となりました。

流動資産は9億42百万円増加し、210億67百万円となりました。これは現金及び預金が増減（12億53百万円減）した一方で、受取手形及び売掛金の増加（17億44百万円増）や有価証券の増加（4億58百万円増）などによるものです。

固定資産は2億26百万円増加し、229億54百万円となりました。有形固定資産は、機械装置及び運搬具等の減価償却が新規取得額を上回ったことなどにより3億79百万円減少しました。投資その他の資産は、投資有価証券の増加（4億88百万円増）などにより5億23百万円増加しました。

(負債)

負債は前連結会計年度末に比べて11億38百万円増加し、101億90百万円となりました。

流動負債は8億55百万円増加し、79億56百万円となりました。これは支払手形及び買掛金が増加（10億14百万円増）したことなどによるものです。

固定負債は2億83百万円増加し、22億34百万円となりました。これは主に資産除去債務の計上などによるものであります。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末に比べて30百万円増加し、338億30百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は63億46百万円となり、前連結会計年度末に比べ12億53百万円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益7億31百万円、減価償却費3億80百万円などの収入がありましたが、売上債権の増加16億2百万円などにより4億12百万円の支出となりました（前年同四半期は3億9百万円の収入）。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価固定資産の取得などにより、4億9百万円の支出となりました（前年同四半期は8億36百万円の支出）。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払いによる支出などにより、2億74百万円の支出となりました（前年同四半期は2億56百万円の支出）。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は、以下の「及び」のとおりとなります。

また、当社は、同取締役会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月24日開催の当社第56期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただけることを条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定しておりましたところ、同株主総会において第2号議案及び第4号議案が承認可決されたため、同日付で本プランが導入されました。本プランの内容につきましては、以下の「」をご参照ください。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

（イ）当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としておりますところ、当社の企業価値の源泉は、その創業以来の努力の積み重ねによって今に得られた「キーコーヒー」そのものの存在感、すなわち、ブランド力にあります。かかるブランド力は、お客様の当社に対する信頼感・期待感を基礎としておりますところ、これらを醸成するには極めて長い年月を要する一方で、これらが崩落するまでに要する時間が一瞬であることは、これまでの食品業界を巡る不祥事案の例からみても明らかです。

従いまして、当社は、その企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現していくためには、お客様からの信頼感・期待感を崩さないよう、短絡的な利益の追求に走らずに、中期的・長期的かつ継続的な視点に立って、その事業を推進していくことが不可欠であると考えております。

そのため、当社は、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、当社の企業価値の源泉をはじめ、当社の経営理念、社会的使命といったものを十分に理解することなく短期の売り抜け等を目的とする者は、当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者であり、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えます。

（ロ）他方で、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、株主の皆様自身に当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かご判断いただき、その意思に基づいて、当該買収提案に応じるか否かを決していただけると考えております。

しかしながら、株主の皆様適切に上記ご判断をしていただくためには、株主の皆様、買収提案者の当社の企業価値に対する評価及び当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための戦略、施策、考え方といった当該買収提案に関する情報を必要かつ十分に取得していただいた上で、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを、必要かつ十分に对比・検討していただく必要があります。

しかるところ、買収提案者が株主の皆様に対し必要かつ十分な情報提供を行わず、株主の皆様をして上記の必要かつ十分な对比・検討ができない事態が生じると、株主の皆様、当該買収提案者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせ、ひいては、株主の皆様による当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての適切な判断を妨げる結果となります。これによって生じる弊害は、特に、個人株主増加政策を推進してきた当社にとっては、甚大であるといえます。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを对比・検討するのに必要かつ十分な時間を与えない者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切であると考えております。

（ハ）当社は、上記のような不適切な買収提案者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る必要があるものと考えます。なお、対抗措置の具体的な内容につきましては、以下の「」をご参照ください。

基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社は、当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的とし、上記のとおり、その目的に反することになる買収提案者をもって、不適切な買収提案者と考えております。

他方で、当社自身としても、上記目的を達するべく、「キーコーヒー」のブランド力が当社の企業価値の源泉であることを念頭に置いて、以下のような取組みを実施しております。

(a) コーヒーへのこだわり

何よりもまず、コーヒーの美味しさがなければ、当社のブランド力の維持・向上は望めません。そして、高品質のコーヒー豆は、コーヒーのおいしさを生み出すための第一歩となるものです。当社は、創業当時よりこのことを深く認識し、海外からより品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できる体制作り注力するとともに、当社自身も、戦前よりコーヒー農場を直接開発することに取組み、現在もインドネシアにおいて農場を直営するなど、理想のコーヒー豆作りを追求しております。

(b) 生産設備の整備

当社は、高品質のコーヒー豆を最大限に活かした製品作りを行うため、常に生産設備及び物流体制の整備を行い、平成13年より取組んできた「安全」「安心」「おいしい」「きれい」をテーマにした全国4箇所の当社工場のリノベーションも平成19年5月に完了致しました。これにより、より高品質のコーヒーをお届けすることが可能になり、当社のブランド力を高める一助となっております。

(c) 市場の開拓

お客様のニーズに応じた多様なコーヒー製品を提供することや、満足度の高いきめ細やかな営業活動を展開することで、既存のお客様の満足度を高めるだけでなく、コーヒー市場の新規需要の開発やキーコーヒーの事業領域の拡大を図り、もって、キーコーヒーブランドに対するお客様の信頼感を高めるとともに、その期待感に応え、当社のブランド力を確保・向上させております。

(d) 研究開発

お客様の信頼感・期待感に応えるためには、常に市場のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに応じた新製品の開発が不可欠です。そのため、当社は営業活動と密接に関連した開発研究所を設置し、コーヒーの基礎研究を行うとともに、新製品の開発、新技術の発明を目指して日々研究活動に取り組んでおります。

(e) C S R 活動

当社は、例えば、生産地の社会福祉に貢献し環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した商品を開発するなど、C S R 活動を通じて、そのブランド力ゆえに求められる社会的責任を全うし、ブランド力の維持・向上を図っております。

(f) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤として、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を図り、透明性の高い経営の実現を目指しております。具体的には、月1回定例開催する取締役会や、必要に応じた臨時取締役会の開催のほか、原則として週1回、取締役と経営幹部で構成する業務執行会議を開催するとともに、4名の監査役のうち3名を社外から招聘するなどしております。

(ロ) 上記(イ)の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断の理由

当社取締役会は、上記(イ)の取組みが、当社の企業価値の源泉であるブランド力の維持・向上を通じて、当社経営の安定性を確保し、さらなる事業の発展を企図するものであることから、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的とする本基本方針に沿うものであると考えます。

また、かかる取組みは、当社の企業価値の源泉であるブランド力をさらに高めることにつながりますので、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものでこそあれ、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、ましてや、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定がされることを防止す

るための取組み

(イ) 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）による取組み

頭書記載のとおり、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本プランが、当社第56期定時株主総会において承認されました。

本プランの概要は、以下のとおりです。

(a) 本プランの対象となる行為及び大規模買付行為者に対して要求する手続き等

本プランは、() 当社株券等に係る特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、() 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が、20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）を適用対象としております。

大規模買付行為者が現れた場合、本プランは、当該大規模買付行為者に対して、本プランに従う旨の宣誓文言等が記載された買付意向表明書の提出を要求するとともに、当社独立委員会が当社取締役会を通じて当該大規模買付行為者に対し提出を求める必要情報回答書・追加回答書によって、必要かつ十分な情報の提供を求めます。

必要かつ十分な情報の具体的な内容としては、例えば、() 大規模買付行為者及びそのグループの詳細、() 大規模買付行為の目的、方法及び内容、() 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策、() 大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針、() その他当社独立委員会が合理的に必要と判断する情報等が挙げられます。

また、大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合、当社取締役会又は当社株主総会において、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとされており。

(b) 当社独立委員会による検討

当社は、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立性の高い社外監査役等で構成され、独立委員会規則に従い運営される独立委員会を設置しております。

そして、当社独立委員会は、上記に従って必要かつ十分な情報が大規模買付行為者より当社取締役会を通じて当社独立委員会に対し提供された後、当該情報を、所定の期間内に、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かという観点から十分に評価・検討するとともに、必要に応じて別途当社取締役会に対し提供を求める当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見・検討結果等々との比較検討を通じて、当該大規模買付行為に対する当社独立委員会としての意見を取りまとめます。

その上で、当社独立委員会は、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又はその実施・不実施に係る当社株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行います。

当社独立委員会が、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告するのは、大規模買付行為が、例えば、() いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合等で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、() 強圧的二段階買付け等に当たる場合、() その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である場合等になります。

(c) 新株予約権の無償割当てによる防衛

上記勧告後、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議を行うか、又は当社株主総会を招集し、当該株主総会に、その実施・不実施に係る議案を付議致します。

当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をするのは、例えば、大規模買付行為が、() いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合で、当社の企業価値、ひ

いては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、()強圧的二段階買付け等に当たる場合、()その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当である場合等で、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

なお、当社取締役会は、当社独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合でも、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断するときには、当社株主総会を招集の上、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を当該株主総会に付議することができることとされております。

(d) 新株予約権の内容

上記の当社取締役会決議又は当社株主総会によって新株予約権の無償割当ての実施が決議された場合、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大規模買付行為者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、割当期日における当社を除くすべての当社の株主に対して、無償割当ての方法により、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で割当てます。

(e) 本プランの有効期間等

本プランは、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われな限り、当初は平成20年6月24日開催の第56期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までとし、その後は本プランの導入に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までとされております。

また、当社取締役会は、本プランに関する法令等が新設・改廃され、これを本プランに反映するのが適切である場合等には、当社独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更することがあります。

(f) 株主意思の尊重

本プランは、株主の皆様に必要な情報を適時適切にご提供することで、株主の皆様の真意が十分に尊重されるように設計されているだけでなく、当社独立委員会が当社株主総会に付議するよう勧告した場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を、株主の皆様の意思に委ねることとしております。

また、原則として2年毎に株主の皆様の本プランの採否についてご判断をいただくとともに、本プランの有効期間内においても、株主の皆様の意思で本プランを廃止できる旨定めております。

(g) 株主及び投資家の皆様への影響

() 本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響等

本プランの導入によっては、新株予約権の無償割当て自体は行われておりませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響は生じておりません。

() 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社が、当社株主総会決議又は当社取締役会決議により本新株予約権の無償割当てを行った場合でも、それだけで、大規模買付行為者を含む当社の株主の皆様が法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは、想定されておりません。ただし、株主の皆様が当該新株予約権の権利行使期間内に所定の手続に従ってこれを行使しなければ、他の株主の皆様による当該新株予約権の行使により、これを行使しなかった株主様の保有する当社株式の価値が、希釈化されることとなります。

また、当社は、所定の手続により、大規模買付行為者等以外の株主の皆様から当該新株予約権を取得し、それと引換えに当社の議決権付株式を交付することがあり、これによって、当該株主の皆様の保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、その保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社取締役会は、当社独立委員会の勧告に基づき、本新株予約権の発行を中止し又は発行した本新株予約権全ての無償取得を行うことがあります。この場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性があります。

(ロ) 上記 (イ) の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

(a) 本プランが本基本方針に沿うものであること。

本プランは、大規模買付行為者に対して要求する手続き、当社独立委員会における大規模買付行為者から提供された情報の検討プロセス、当社独立委員会による勧告とそれに対する当社取締役会の対応、当社株主総会又は当社取締役会による新株予約権の無償割当ての実施・不実施、当該新株予約権の内容等について定めているものです。

それらの定めの中では、大規模買付行為者が、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を、必要情報回答書・追加回答書を通じて当社取締役会に事前に提供すること及び当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求めるとともに、本プランの手続きを遵守しない大規模買付行為者だけでなく、当社株主又は当社取締役会に対して、大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為者に対しても、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てを実施することがある旨を明記しています。

また、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、当社取締役会は、大規模買付行為者に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することがある旨を明記しています。

このように、本プランは、当社が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切と考えている大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てという対抗措置を講じるものでありますので、当社取締役会としては、これが本基本方針の考え方に沿うものであると考えております。

(b) 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないこと

本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る観点から、大規模買付行為に際して、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための必要かつ十分な情報を提供するとともに、それを検討するために十分な時間を確保することを可能にする手続きを定めたものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、必要かつ十分な情報に基づき、大規模買付行為に対する適切な投資判断・意思決定を行うことができるようになります。

また、本プランは、必要かつ十分な情報提供や十分な検討時間の確保を行わない大規模買付行為者又は短期の売り抜け等を目的とする大規模買付行為者について、これを当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではないと考え、新株予約権の無償割当てという対抗措置を講じることを定めています。これにより、当社株主及び投資家の皆様に必要かつ十分な情報が提供されることが担保されるとともに、かかる情報提供をしない等の理由により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資しないと判断される大規模買付行為者が、当社の財務及び事業の決定を支配する者になることを防ぐことができます。

さらに、本プランは、当社株主の皆様の当社株主総会におけるご承認を条件に導入・継続がなされ、かつ、当社株主の皆様の意思により有効期間の途中でであってもその廃止が可能になっており、これによって、本プランが当社株主の共同の利益を損なわないことが担保されているものと考えます。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを念頭に設計されておりますので、当社取締役会としては、これが当社株主の共同の利益を損なうものでないことは明らかであると考えています。

(c) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、大規模買付行為について、必ず、当社経営陣から独立した社外監査役3名により構成されている当社独立委員会の評価・検討を経ることとされており、この評価・検討の過程で、当社独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができるものとされており、そして、当社取締役会は、かかる評価・検討を経て当社独立委員会から出される勧告を、最大限尊重しなければならないこととされており、

また、本プランは、当社独立委員会から新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会に対し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適

切であると判断する場合には、当社株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を当該株主総会に付議できるとされている点に特徴がありますが、本プランは、当社独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施を勧告している場合にまで、当社取締役会に、当社株主総会に対するかような議案の付議を認めているものではなく、当社取締役会が、当社独立委員会の勧告を無視し、ことさらに当社株主総会を利用して新株予約権の無償割当てを実施するといった恣意的な行為ができないように設計されております。

さらに、本プランは、当社取締役会がその決議によって新株予約権の無償割当てを実施する際にも、本プランにおいて定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されることを要求しており、当社取締役会によって恣意的な新株予約権の無償割当てが実施されないような措置を講じております。

加えて、本プランは、その有効期間を短期間に限定し、約2年ごとに、本プランの採否について、株主の皆様のご判断を仰ぐことにするとともに、その有効期間中であっても、株主の皆様が本プランの廃止を決議した場合には、廃止される旨定めております。

このように、本プランは、その採否自体に、当社取締役会の恣意的な判断を許さない構造になっているだけでなく、その具体的内容を見ても、当社取締役会の恣意的な判断を極力排除し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から新株予約権の無償割当ての実施・不実施が決せられるように設計されております。

以上から、当社取締役会としては、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えています。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は59百万円であり、主要な支出はコーヒー関連事業であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループはコーヒーを生業としている企業であり、その主原料であるコーヒーの生豆は全量海外からの輸入により調達しております。コーヒー生豆は国際相場商品でありますので、相場の高騰や為替の変動により調達コストが上昇し、その上昇分を販売価格に十分に反映出来ない場合、経営成績に重要な影響を与えることとなります。また、景気が低迷し個人消費が減退しますとコーヒーなどの嗜好品に対する支出の減少に繋がります。このような状況を十分に認識し、「収益性回復」「生産性向上」「ブランド価値向上」を3つの柱とした経営を展開し、トラジャ等の高付加価値商品の拡売、トラジャブランド戦略推進を実施致しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

コーヒー業界については、コーヒーの飲用機会はまだまだ増加するなど市場の伸張する余地は十分にあると考えておりますが、コスト競争の激化、商品・サービスのライフサイクルの短期化や市場のポータリティ化などで競争がさらに激しさを増すなど市場環境はさらに厳しくなるものと考えております。このような状況に対応するため、当社グループは、ビジネススタイルの転換、新たな商品カテゴリーの創出、新たなビジネス領域の開拓の推進を行い、これらの活動を行う中で企業価値の向上を図り、市場での存在感、影響力を高めることが重要と位置づけております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,464,000	22,464,000	東京証券取引所 市 場第一部	単元株式数は100株でありま す。
計	22,464,000	22,464,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		22,464,000		4,465		4,885

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりま
せん。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 328,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,132,100	221,321	
単元未満株式	普通株式 3,100		1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	22,464,000		
総株主の議決権		221,321	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社の保有の自己株式であります。
 2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれています。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) キーコーヒー株式会社	東京都港区西新橋 2丁目34番4号	328,800		328,800	1.46
計		328,800		328,800	1.46

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,593	1,565	1,558	1,560	1,566	1,563	1,545	1,446	1,494
最低(円)	1,558	1,500	1,507	1,512	1,520	1,518	1,366	1,339	1,424

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,959	7,213
受取手形及び売掛金	2 8,430	6,686
有価証券	3,688	3,229
商品及び製品	1,161	1,024
仕掛品	172	125
原材料及び貯蔵品	1,130	1,144
繰延税金資産	178	314
その他	372	410
貸倒引当金	26	23
流動資産合計	21,067	20,124
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,822	6,956
機械装置及び運搬具(純額)	2,230	2,562
土地	6,316	6,316
その他(純額)	737	650
有形固定資産合計	1 16,106	1 16,486
無形固定資産	429	347
投資その他の資産		
投資有価証券	4,002	3,513
長期貸付金	235	293
繰延税金資産	112	50
差入保証金	1,729	1,676
その他	713	754
貸倒引当金	376	394
投資その他の資産合計	6,417	5,893
固定資産合計	22,954	22,727
資産合計	44,021	42,852

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,039	4,025
短期借入金	180	180
未払金	1,170	1,122
未払法人税等	236	403
賞与引当金	261	502
その他	1,068	867
流動負債合計	7,956	7,100
固定負債		
長期借入金	290	425
繰延税金負債	6	78
再評価に係る繰延税金負債	634	634
退職給付引当金	436	181
資産除去債務	222	-
負ののれん	-	20
その他	645	611
固定負債合計	2,234	1,951
負債合計	10,190	9,051
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,465	4,465
資本剰余金	4,873	4,873
利益剰余金	27,394	27,296
自己株式	540	539
株主資本合計	36,192	36,095
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	176	267
土地再評価差額金	3,701	3,701
為替換算調整勘定	11	9
評価・換算差額等合計	3,536	3,444
少数株主持分	1,174	1,149
純資産合計	33,830	33,800
負債純資産合計	44,021	42,852

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	39,226	37,616
売上原価	26,286	25,320
売上総利益	12,940	12,295
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び見本費	936	949
荷造運搬費	925	815
車両費	380	392
貸倒引当金繰入額	36	16
役員報酬	260	271
給料及び賞与	4,643	4,514
賞与引当金繰入額	284	200
退職給付引当金繰入額	340	392
福利厚生費	669	673
賃借料	910	827
減価償却費	400	341
消耗品費	292	253
研究開発費	179	179
その他	1,545	1,577
販売費及び一般管理費合計	11,808	11,406
営業利益	1,132	889
営業外収益		
受取利息	36	38
受取配当金	38	45
負ののれん償却額	82	5
持分法による投資利益	12	21
受取家賃	-	30
その他	56	61
営業外収益合計	227	203
営業外費用		
支払利息	10	9
リース解約損	-	5
その他	9	3
営業外費用合計	20	18
経常利益	1,339	1,074
特別利益		
投資有価証券売却益	2	35
負ののれん発生益	-	1
移転補償金	-	265
特別利益合計	2	302

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
特別損失		
固定資産除却損	1 64	1 34
投資有価証券評価損	52	48
貸倒引当金繰入額	4	-
解約負担金	-	14
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	80
特別損失合計	120	177
税金等調整前四半期純利益	1,221	1,198
法人税、住民税及び事業税	555	539
法人税等調整額	27	62
法人税等合計	528	601
少数株主損益調整前四半期純利益	-	597
少数株主利益	28	56
四半期純利益	663	540

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	13,679	12,955
売上原価	9,074	8,737
売上総利益	4,604	4,217
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び見本費	357	348
荷造運搬費	338	291
車両費	127	128
貸倒引当金繰入額	5	6
役員報酬	87	90
給料及び賞与	1,407	1,364
賞与引当金繰入額	284	178
退職給付引当金繰入額	114	128
福利厚生費	222	216
賃借料	290	272
減価償却費	134	117
消耗品費	89	79
研究開発費	61	59
その他	507	513
販売費及び一般管理費合計	4,029	3,797
営業利益	575	419
営業外収益		
受取利息	12	13
受取配当金	10	14
負ののれん償却額	27	1
持分法による投資利益	16	14
受取家賃	-	10
その他	18	18
営業外収益合計	86	73
営業外費用		
支払利息	3	3
その他	0	0
営業外費用合計	4	4
経常利益	657	488
特別利益		
投資有価証券売却益	2	-
移転補償金	-	265
投資有価証券評価損戻入益	-	2
特別利益合計	2	267

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
特別損失		
固定資産除却損	1 4	1 25
投資有価証券評価損	51	-
貸倒引当金繰入額	4	-
特別損失合計	59	25
税金等調整前四半期純利益	600	731
法人税、住民税及び事業税	204	278
法人税等調整額	77	55
法人税等合計	282	333
少数株主損益調整前四半期純利益	-	398
少数株主利益又は少数株主損失()	16	52
四半期純利益	334	345

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,221	1,198
減価償却費	1,239	1,109
負ののれん償却額	82	5
負ののれん発生益	-	1
固定資産除却損	64	34
投資有価証券売却損益(は益)	2	35
投資有価証券評価損益(は益)	52	48
移転補償金	-	265
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	80
解約負担金	-	14
貸倒引当金の増減額(は減少)	29	15
賞与引当金の増減額(は減少)	61	241
退職給付引当金の増減額(は減少)	85	255
受取利息及び受取配当金	75	84
支払利息	10	9
持分法による投資損益(は益)	12	21
売上債権の増減額(は増加)	1,304	1,739
たな卸資産の増減額(は増加)	209	170
仕入債務の増減額(は減少)	500	1,014
未払金の増減額(は減少)	16	93
その他	445	220
小計	1,916	1,499
利息及び配当金の受取額	62	64
利息の支払額	11	8
移転補償金の受取額	-	296
法人税等の支払額	597	670
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,369	1,182
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	200	-
有価証券の取得による支出	1,000	4,000
有価証券の償還による収入	69	3,031
投資有価証券の取得による支出	1,111	1,159
投資有価証券の売却及び償還による収入	703	1,039
有形固定資産の取得による支出	394	506
有形固定資産の売却による収入	5	0
事業譲受による支出	-	185
その他	5	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,532	1,821
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	66	-
短期借入金の返済による支出	70	-
長期借入れによる収入	150	-
長期借入金の返済による支出	120	135
配当金の支払額	439	439
その他	16	38
財務活動によるキャッシュ・フロー	396	612
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	558	1,253
現金及び現金同等物の期首残高	7,911	7,599
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,352	6,346

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益が12百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が92百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は201百万円であります。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>営業外収益の「受取家賃」は、前第3四半期連結累計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。</p> <p>なお、前第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「受取家賃」は19百万円であります。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>営業外収益の「受取家賃」は、前第3四半期連結会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。</p> <p>なお、前第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「受取家賃」は6百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 20,823百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 20,013百万円
2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理 四半期連結会計期間末日の満期手形については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が、当第3四半期連結会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 17 百万円	2
3 保証債務 当社の関連会社であるスラウエシ興産株式会社の借入債務及び保証債務残高166百万円に対して、他の1社とともに連帯保証を行っており、当社の負担割合はその50%であります。	3 保証債務 当社の関連会社であるスラウエシ興産株式会社の借入債務及び保証債務残高195百万円に対して、他の1社とともに連帯保証を行っており、当社の負担割合はその50%であります。

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																														
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。																														
<table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>21</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>その他(有形固定資産)</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>64</td><td></td></tr> </table>	建物及び構築物	21	百万円	機械装置及び運搬具	25		その他(有形固定資産)	13		その他	5		計	64		<table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>19</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>その他(有形固定資産)</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>34</td><td></td></tr> </table>	建物及び構築物	19	百万円	機械装置及び運搬具	5		その他(有形固定資産)	8		その他	1		計	34	
建物及び構築物	21	百万円																													
機械装置及び運搬具	25																														
その他(有形固定資産)	13																														
その他	5																														
計	64																														
建物及び構築物	19	百万円																													
機械装置及び運搬具	5																														
その他(有形固定資産)	8																														
その他	1																														
計	34																														
	2 移転補償金につきましては、子会社である株式会社イタリアントマト本社事務所及びビル・ヴィゴーレ六本木店(東京都港区赤坂)の貸主との賃貸借契約の解除の合意に基づく補償金296百万円から移転費用等の経費31百万円を差し引いた金額を表示しております。																														

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																														
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。																														
<table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>0</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>その他(有形固定資産)</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>4</td><td></td></tr> </table>	建物及び構築物	0	百万円	機械装置及び運搬具	2		その他(有形固定資産)	0		その他	0		計	4		<table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>18</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>その他(有形固定資産)</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>25</td><td></td></tr> </table>	建物及び構築物	18	百万円	機械装置及び運搬具	1		その他(有形固定資産)	3		その他	1		計	25	
建物及び構築物	0	百万円																													
機械装置及び運搬具	2																														
その他(有形固定資産)	0																														
その他	0																														
計	4																														
建物及び構築物	18	百万円																													
機械装置及び運搬具	1																														
その他(有形固定資産)	3																														
その他	1																														
計	25																														
	2 移転補償金につきましては、子会社である株式会社イタリアントマト本社事務所及びビル・ヴィゴーレ六本木店(東京都港区赤坂)の貸主との賃貸借契約の解除の合意に基づく補償金296百万円から移転費用等の経費31百万円を差し引いた金額を表示しております。																														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 平成21年12月31日現在 <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>6,966百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれるM F等</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>7,352</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,966百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金		有価証券勘定に含まれるM F等	386	現金及び現金同等物	7,352	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 平成22年12月31日現在 <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>5,959百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれるM F等</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>6,346</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	5,959百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金		有価証券勘定に含まれるM F等	386	現金及び現金同等物	6,346
現金及び預金勘定	6,966百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金																	
有価証券勘定に含まれるM F等	386																
現金及び現金同等物	7,352																
現金及び預金勘定	5,959百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金																	
有価証券勘定に含まれるM F等	386																
現金及び現金同等物	6,346																
	2 事業譲受に伴い増加した資産の主な内訳 <table border="1"> <tr> <td>流動資産</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>事業譲受の対価</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>未払額</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>差引：事業譲受による支出</td> <td>185</td> </tr> </table>	流動資産	20百万円	固定資産	179	事業譲受の対価	200	未払額	15	差引：事業譲受による支出	185						
流動資産	20百万円																
固定資産	179																
事業譲受の対価	200																
未払額	15																
差引：事業譲受による支出	185																

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	22,464,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	329,093

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	221	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月25日 取締役会	普通株式	221	10.00	平成22年9月30日	平成22年11月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	コーヒー関連 事業 (百万円)	飲食関連 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	12,245	1,277	156	13,679		13,679
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	62	0	244	308	(308)	
計	12,308	1,277	401	13,987	(308)	13,679
営業利益又は営業損失()	791	16	31	742	(167)	575

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業の内容

コーヒー関連事業 レギュラーコーヒーの製造販売、喫茶関連食品等の仕入販売、
 コーヒー農場の経営
 飲食関連事業 飲食店の経営
 その他 飲料等の製造販売、運送物流事業、保険代理店業務など

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	コーヒー関連 事業 (百万円)	飲食関連 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	34,399	3,908	919	39,226		39,226
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	182	2	854	1,038	(1,038)	
計	34,581	3,910	1,773	40,265	(1,038)	39,226
営業利益	1,490	43	97	1,631	(498)	1,132

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業の内容

コーヒー関連事業 レギュラーコーヒーの製造販売、喫茶関連食品等の仕入販売、
 コーヒー農場の経営
 飲食関連事業 飲食店の経営
 その他 飲料等の製造販売、運送物流事業、保険代理店業務など

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

在外連結子会社は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、コーヒー関連、飲食関連、運送物流等の複数の業種にわたる事業を営んでおり、当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、事業活動を展開しております。

当社の報告セグメントは、連結売上高に占める割合を基礎として、コーヒー関連事業、飲食関連事業の2つを報告セグメントとしております。

「コーヒー関連事業」は当社が営んでいる事業で、コーヒー製品等を消費者、飲食店及び食品問屋、飲料メーカー等に販売しております。

「飲食関連事業」は株式会社イタリアントマトが営んでいる事業で、飲食店事業を国内外に展開しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	コーヒー 関連事業	飲食 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	32,209	4,004	36,214	1,401	37,616		37,616
セグメント間の内部売上高 又は振替高	335	2	337	884	1,221	1,221	
計	32,544	4,007	36,551	2,286	38,838	1,221	37,616
セグメント利益	1,146	85	1,231	120	1,352	463	889

- (注) 1. その他は、オフィスコーヒー事業及び通販事業、飲料製品製造事業、運送物流事業、保険代理店事業等を行っております。
2. セグメント利益の調整額 463百万円には、セグメント間取引消去 4百万円、棚卸資産の調整額 3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 465百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	コーヒー 関連事業	飲食 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	11,344	1,301	12,645	309	12,955		12,955
セグメント間の内部売上高 又は振替高	114	0	115	251	366	366	
計	11,458	1,302	12,760	561	13,321	366	12,955
セグメント利益又は損失 ()	623	23	599	26	572	153	419

- (注) 1. その他は、オフィスコーヒー事業及び通販事業、飲料製品製造事業、運送物流事業、保険代理店事業等を営んでおります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額 153百万円には、セグメント間取引消去 1百万円、棚卸資産の調整額 0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 155百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

記載すべき重要な事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,475円32銭	1,475円05銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,830	33,800
普通株式に係る純資産額(百万円)	32,656	32,651
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	1,174	1,149
普通株式の発行済株式数(千株)	22,464	22,464
普通株式の自己株式数(千株)	329	328
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	22,134	22,135

2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	30円05銭	1株当たり四半期純利益金額	24円42銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	30円04銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	潜在株式がないため、記 載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	663	540
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	663	540
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,086	22,135
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	10	
(うち新株予約権)	(10)	()

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	15円16銭	1株当たり四半期純利益金額	15円60銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	15円15銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	潜在株式がないため、記 載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	334	345
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	334	345
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,092	22,134
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	12	
(うち新株予約権)	(12)	()

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年10月25日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額..... 221,351,980円
- (ロ) 1株当たりの金額..... 10円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成22年11月25日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月3日

キーコーヒー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芝田 雅也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂東 正裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキーコーヒー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月2日

キーコーヒー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芝 田 雅 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂 東 正 裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキーコーヒー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。